

令和6年1月30日
相模原市発表資料

指定障害者支援施設の設置者に対する行政処分について

指定障害者支援施設の設置者である社会福祉法人ラファエル会に対し、次のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

(1) 事業者の代表者及び所在地

社会福祉法人ラファエル会 理事長 兵藤 芳朗
鎌倉市大船4丁目18番6号

(2) 処分の対象となる事業所及び処分内容

事業所の名称	藤野薫風
サービスの種類	障害者支援施設（施設入所支援、生活介護）
所在地	相模原市緑区佐野川3723番地1
指定年月日	平成22年6月1日
処分内容	指定障害者支援施設の設置者の指定の一部効力の停止 （新規利用者の受入停止3か月）
処分年月日	令和6年1月30日
処分期間	令和6年2月1日から 同年4月30日まで

(3) 処分の理由

令和5年11月9日に、施設従事者が利用者に対し、太ももを複数回つねったことにより、数十か所の痣が発見され、身体的虐待が発生したことから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく人格尊重義務に違反したため、法第50条第1項第2号に基づき、指定障害者支援施設の設置者の指定の一部効力を停止するもの。

(4) その他

事業者には、講じた再発防止策等について市に報告するよう指示しています。

【問い合わせ先】
福祉基盤課
電話：042-769-1394（直通）